○総務省告示第七十七号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第一条第三項の規定に基づき、昭和二十五年総理府告示第百四十八号で指定した横浜市及び昭和二十五年地方財政委員会告示第三号で指定した横須賀市につき、平成二十八年三月三十一日をもってその指定を取り消すので告示する。

平成二十八年三月二十二日　総務大臣　山本　早苗

○政治資金適正化委員会告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十八年三月二十二日　政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏　名
五〇一四	二八、二、二六	伊藤　幸功
五〇一五	二八、二、二六	林田真知子
五〇一六	二八、二、二六	谷本　敬祐
五〇一七	二八、二、二六	山本明日香
五〇一八	二八、二、二六	池田　裕一

○政治資金適正化委員会告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十八年三月二十二日　政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
二七一	猪鼻　正彦	二七、九、二六	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
四〇七	渡邊　稔	二七、一二、二七	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
一一〇〇	佐々木正隆	二七、一〇、一三	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
一六九〇	橋本　誠人	二七、一二、二	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
一八八一	渡邊　慶三	二七、一二、二〇	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
三三七九	木村　慶一	二七、一二、三一	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

○政治資金適正化委員会告示第十五号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第二十九第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成二十八年三月二十二日　政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
四八四七	今田　覚	五七四一	二八、一、二〇

○外務省告示第七十八号

次の一般旅券は、虚偽申請により不正に取得されたものであり、無効な旅券である。

平成二十八年三月二十二日　外務大臣　岸田　文雄

旅券番号	発行年月日
MZ0663875	2011年11月2日

○厚生労働省告示第七十七号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十七条の四の規定に基づき、派遣事業主が講ずべき措置に関する指針（平成十一年労働省告示第百三十七号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月二十二日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

十六条の三の規定による措置を講ずるに当たって、当該障害者である派遣労働者と話合いを行い、派遣元事業主において実施可能な措置を検討するとともに、必要に応じ、派遣先と協議等を行い、協力を要請すること。

第二の十一に次のように加える。

㈢　派遣元事業主は、派遣先との間で労働者派遣契約を締結するに当たっては、派遣元事業主が当該派遣先の指揮命令の下に就業させようとする労働者について、障害者であることを理由として、障害者を排除し、又はその条件を障害者に対してのみ不利なものとしてはならず、かつ、これに基づき障害者でない派遣労働者を当該派遣先に派遣してはならないこと。

第二の十三に次のように加える。

㈢　派遣元事業主は、派遣先が障害者に対し、面接その他紹介予定派遣に係る派遣労働者を特定することを目的とする行為を行う場合に、障害者雇用促進法第三十六条の二又は第三十六条の三の規定による措置を講ずるに当たっては、障害者と話合いを行い、派遣元事業主において実施可能な措置を検討するとともに、必要に応じ、派遣先と協議等を行い、協力を要請すること。

○厚生労働省告示第七十八号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十七条の四の規定に基づき、派遣先が講ずべき措置に関する指針（平成十一年労働省告示第百三十八号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月二十二日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第二の四を次のように改める。

四　性別による差別及び障害者であることを理由とする不当な差別的取扱いの禁止

㈠　性別による差別の禁止

派遣先は、派遣元事業主との間で労働者派遣契約を締結するに当たっては、当該労働者の性別を記載してはならないこと。

㈡　障害者であることを理由とする不当な差別的取扱いの禁止

派遣先は、派遣元事業主との間で労働者派遣契約を締結するに当たっては、派遣元事業主が当該派遣先の指揮命令の下に就業させようとする労働者について、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号。以下「障害者雇用促進法」という。）第二条第一号に規定する障害者（以下単に「障害者」という。）であることを理由として、障害者を排除し、又はその条件を障害者に対してのみ不利なものとしてはならないこと。

第二の七の㈠中「パワーハラスメント」の下に「、障害者である派遣労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情に関するもの」を加える。

第二の九に次のように加える。

㈣　障害者である派遣労働者の適正な就業の確保

①　派遣先は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者に対する教育訓練及び福利厚生の実施について、派遣労働者が障害者であることを理由として、障害者でない派遣労働者と不当な差別的取扱いをしてはならないこと。

②　派遣先は、労働者派遣契約に基づき派遣された労働者について、派遣元事業主が障害者雇用促進法第三十六条の三の規定による措置を講ずるため、派遣元事業主から求めがあったときは、派遣元事業主と協議等を行い、可能な限り協力するよう努めなければならないこと。

第二の十八に次のように加える。

㈤　派遣先が特定等に当たり障害者雇用促進法第三十四条の趣旨に照らし行ってはならない措置等

①　派遣先は、特定等を行うに当たっては、例えば次に掲げる措置を行わないこと。

ア　特定等に当たって、障害者であることを理由として、障害者をその対象から排除すること。

イ　特定等に当たって、障害者に対してのみ不利な条件を付すこと。